

人権

住民福祉課

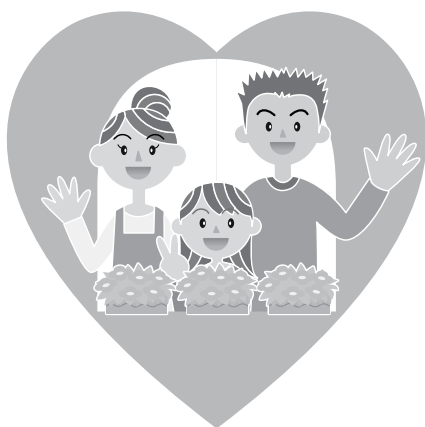
人権同和啓発係

お互いの人権を守るには、まず、家庭内で自分の人権は守られているかどうかを考えてみるのが大切ではないでしょうか。

たとえば、お母さんの場合、家族の中で尊重される人権は守られているか。

お父さん・おじいさん・おばあさん・お兄さん・お姉さん・弟・妹、そして、自分（ぼく・自分（わたし））の人権はどうか…。

逆に、自分は、家族の一人ひとりの人権を尊重して、家族の人の人権を守っているかどうか、じっくり考えたり話し合ったりしていくことが、地域社会の中での人権尊重につながっていくのではないのでしょうか。



国民年金だより

遺族基礎年金はどのような場合にももらえるの？

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった方で日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の方
- ③ 老齢基礎年金の受給権者、または受給資格期間を満たしている方

ただし、①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。（平成 28 年 3 月 31 日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。）

遺族基礎年金の額は、「子のある妻」が受ける場合、基本額（792,100円）に子の加算額（1人目と2人目の子はそれぞれ227,900円、3人目以降は1人につき75,900円）を加えた額です。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までの子、もしくは20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子をいいます。



■お問い合わせ先 住民福祉課住民係 TEL 62-1111（内線129）